- (4) 慢性化膿性中耳炎等、手術によって聴力改善が期待できるような聴覚障害の 認定に当たっては、それまでの手術等の治療、経過、年齢等を考慮して、慎重 に取扱い、場合によっては再認定の指導をするべきである。
- (5) 「ろうあ」を重複する障害として1級に認定する場合、「あ」の状態を具体的にする必要があり、「あ」の状態の記載、例えば「音声言語をもって家族とも意思を通ずることは不可能であり、身振り、筆談をもってすることが必要である」等の記載がないときは、診断書を作成した指定医に照会する等の対処が必要である。
- (6) 語音明瞭度による聴覚障害の認定に当たっては、年齢、経過、現症、他の検査成績等により、慎重に考慮し、場合によっては診断書を作成した指定医に照会する等の配慮が必要である。
- (7) 聴覚距離測定による聴覚障害の認定は、なんらかの理由で純音聴力検査ができない場合に適応されるものであり、その理由が明確にされている必要がある。 経過、現症欄等を参考として、慎重に対処する必要がある。
- (8) 平衡機能障害の認定に当たっては、「平衡機能の極めて著しい障害」「平衡機能の著しい障害」のみでは不十分であり、その具体的状況の記載が必要である。また現疾患、発症時期等により状況がかなり違ってくるので、その取扱いには慎重を要し、場合によっては診断書を作成した指定医に照会する等の対処が必要である。

第3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

- A 音声機能又は言語機能の障害
- 1 診断書の作成について診断書の様式の項目ごとに記入要領及び記入上の留意事項を記す。
- (1) 「総括表」について
 - ア 「障害名」について

機能障害の種類と()の中に音声、言語機能障害の類型を記載する。

「音声機能障害」とは、主として喉頭レベルにおける声と発声にかかわる 能力の障害をいう。音声機能障害(喉頭摘出、発声筋麻痺等)と記載する。

「言語機能障害」とは、喉頭レベル以上の構音器官(口唇、舌、下顎、口蓋等)における発音(構音)にかかわる能力と、音声言語(話しことば)の理解(意味把握)と表出(意味生成)にかかわる能力をいう。言語機能障害(失語症、運動障害性〈麻痺性〉構音障害等)と記載する。

参考:言語機能障害の類型……失語症、運動障害性構音障害、脳性麻痺構音 障害、口蓋裂構音障害、その他の器質性構音障害、ろうあ、聴あ イ 「原因となった疾病・外傷名」について

上記障害の直接原因である疾病名を記載する。

「喉頭腫瘍」「脳血管障害」「唇顎口蓋裂」「感音性難聴」等

ウ 「疾病・外傷発生年月日」について

発生年月日が不明の場合には、その疾病で最初に医療機関を受診した年月日を記載する。月、日について不明の場合には、年の段階でとどめることとし、年が不明確な場合には、〇〇年頃と記載する。

エ 「参考となる経過・現症」について

「経過」については、症状が固定するまでの経過を簡単に記載する。初診 あるいは機能訓練開始日、途中経過の月日等の記載も望ましい。

「現症」は、コミュニケーション活動の能力の程度を裏付ける客観的所見ないしは検査所見を記載する。ただし、客観的所見の代わりに観察結果でも 足りる場合がある。

「現症」記載の参考:コミュニケーション能力の程度を端的に裏付ける検査 所見や観察結果のみを簡単に記載する。以下に、検査又は観察項目、検査 法を例示するが、すべて行うことはなく、必要と考えられるものの記載に とどめる。

「音声機能障害」

- ① 喉頭所見(必要なら咽頭部所見も含める。)
- ② 声の状態……失声、嗄声の種類と程度等
- ③ 発声機能……発声持続能力(時間)等
- ④ 検査法……音声機能検査、エックス線検査等 「言語機能障害」
- ① 構(発)音の状態……母音、子音等の正確性、発話全体としての会話明 瞭度及び自然性(抑揚、アクセント、発話速度等)
- ② 構音器官の所見……口唇、舌、下顎、口蓋、咽頭等の運動機能と形態
- ③ 言語理解力……音声言語に関して、単語や文の理解ができるか否か(聴覚的理解)。日常的な単語、簡単な文、やや複雑な文等の視点から理解力の程度をみる。
- ④ 言語表出力……単語や文が言えるか否か(音声言語の表出)。日常的な 単語、簡単な文、やや複雑な文、文の形式(構文又は文法)、文による具 体的情報伝達(実質語の有無)等の観点から表出力の程度をみる。
- ⑤ 検査法……構音・プロソディー検査、会話明瞭度検査、構音器官の検査、標準失語症検査(SLTA)、老研版失語症検査、国立リハ版失語症選別検査など。

留意事項:「現症」については、個別の所見欄に該当する項目(別様式「聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見」の「3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見」)がある場合にはこの欄の記載を省略してよい。この場合、所見欄には現症について詳細に記載することが望ましい。障害固定又は障害確定(推定)年月日は必ず記載すること。

オ 「総合所見」について

「参考となる経過・現症」又は個別の所見欄に書かれた現症の事項を総合して、その総合的能力が生活上のコミュニケーション活動をどのように制限しているかを記載する。現症欄に記載された事項では表現できない音声・言語機能障害の具体的状況の記載が必要である。すなわち、日常生活におけるコミュニケーション活動の実態を記載するが、それには家庭内(肉親間)あるいは、家庭周辺(家族以外)といった場で、どの程度のコミュニケーションができるか(レベル)の2つの観点から具体的に記載する(表1「障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的状況例」参照)。

障害程度の認定には、この日常的コミュニケーション能力の程度の判定が 核心となることを銘記されたい。

2 障害程度の認定について

- (1) 身体障害認定基準についての補足説明
 - ア 「音声機能又は言語機能の喪失」の定義は、音声を全く発することができないか、発声しても意思の疎通ができないもの、と解釈すべきである。
 - イ 言語機能喪失をきたす障害類型に、ろうあ、聴あ、失語症が挙げられているが、運動障害性(麻痺性)構音障害、脳性麻痺構音障害も含まれると解釈すべきである。
 - ウ 「音声機能又は言語機能の著しい障害」の項で、「具体的な例は次のとおりである。」以下を次のように改めて解釈すべきである。
 - (ア) 音声機能の著しい障害……喉頭の障害又は形態異常によるもの
 - (イ) 言語機能の著しい障害
 - 1) 構音器官の障害又は形態異常によるもの(構音器官の障害には 唇顎口蓋裂の後遺症による口蓋裂構音障害、末梢神経及び筋疾患 に起因する舌、軟口蓋等の運動障害による構音障害、舌切除等に よる構音器官の欠損によるものなどを含む。)
 - 2) 中枢性疾患によるもの(失語症、運動障害性(麻痺性)構音障害、脳性麻痺構音障害等。)

(2) 等級判定の基準

障害程度をどのように等級判定に結びつけるかについては必ずしも理解が容易ではない。このことは診断書(意見書)を実際に作成するに当たって、現症と総合所見の記載内容にしばしば見られる混乱や、さらに等級判定が概ね総合所見に基づくことにも十分な認識が得られない結果になる。そこで表2に障害程度と等級判定の認定基準を対比させ理解の一助とした。

等級判定の認定基準は、日常生活におけるコミュニケーション活動の場とレベルの2つからの判断が不可欠である。場は、家庭(肉親又は家族間)、家庭周辺(他人との関係 —— 但し、不特定の一般社会ではない)の2つの局面に限定される。レベルは、残存する言語機能を表す言語活動の状態である。総合所見欄はその具体的な記載を求められるが、表1に幾つかの例を示したので参照されたい。

B そしゃく機能障害

1 診断書の作成について 診断書の様式の項目ごとに、記入要領及び記入上の留意事項を記す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「そしゃく機能障害(そしゃく・嚥下機能障害、咬合異常によるそしゃく 機能障害)」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

上記障害の直接の原因となる疾病名等を記載する。

記載例:「重症筋無力症」「唇顎口蓋裂」「舌腫瘍切除後の舌の欠損」等 ウ 「疾病・外傷発生年月日」・・・省略

エ 「参考となる経過・現症」について(エックス線検査、内視鏡検査等の所見を含む)

「経過」については、症状が固定するまでの経過を年月日を付して簡単に 記載する。

「現症」については、主たるそしゃく・嚥下機能の障害の内容(「筋力低下によるそしゃく・嚥下機能の喪失」「咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害」等)と、その程度を裏付ける客観的所見ないしは検査所見を記載する。

なお、これらの所見等の詳細については、別様式にある「聴覚・平衡・音 声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見」欄に記載する。

オ 「総合所見」について

「参考となる経過・現症」又は個別の所見欄に書かれた現症の事項を総合して、生活上の食事摂取をどのように制限されているかを記載する。

- (2) 「聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見」について
 - ア 各障害においては、該当する項目の□に✓を入れ、必要事項を記述する。
 - イ 「4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見」について(留意点)
 - (ア) 「(1)障害の程度及び検査所見」について
 - 1) 「① そしゃく・嚥下機能の障害」では、そしゃくあるいは嚥下機能の障害について判断することを目的としている。「b 参考となる検査所見」の「イ 嚥下状態の観察と検査」については、食塊ないしは流動物(bolus)の搬送の状態を観察する。また、その観察をエックス線検査あるいは内視鏡検査で行うことが理想的であるが、食事(水分)を摂取する場面を観察してもよい。

(観察点) i 各器官の一般的検査(視診、触診、反射)

- ロ唇・下顎:運動能力(可動範囲、力、速度等)、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- 舌:形状(萎縮、欠損、線維束性収縮等)、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋:挙上運動(鼻咽腔閉鎖機能の状態、 鼻漏出、鼻腔への逆流)、反射異常
- 声帯:内外転運動、梨状窩の唾液貯溜
- ii 嚥下状態の観察と検査
 - ・ 口腔内保持の状態
 - ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
 - ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
 - ・ 食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込 み
- 2) 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」では、咬合異常に よるそしゃく機能の障害について判断することを目的としてい る。
 - 「b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の 観察結果)」については、以下の点から観察する。
 - ア) 「ア 咬合異常の程度」

(観察点) そしゃく運動時又は安静位咬合の状態をみる。

上顎歯列と下顎歯列の特に前歯並びに臼歯の接触・咬合状態、開口の程度等の異常な咬合関係をみる。

イ) 「イ そしゃく機能」

(観察点)

- i そしゃく機能を定量的に簡便かつ正確に測定する方法はないので、そしゃくの3作用である食物の粉砕、切断及び混合の状態を観察する。
- ii そしゃく機能障害の状態:口唇・口蓋裂においては、歯の 欠如、上下顎の咬合関係、口蓋の形態異常(前後、左右、上 下方向の狭小あるいは狭窄化及び残孔)等を観察する。
- 3) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例は、別様式に定める 「歯科医師による診断書・意見書」を添付する。
- (イ) 「(3)障害程度の等級」について

ここでは、そしゃく・嚥下機能の障害、咬合異常によるそしゃく機能の障害における診断内容が、3級又は4級のいずれかの項目に該当するかについて、最終的な判定をすることを目的とする。

該当する等級の根拠となる項目について、1つだけ選択することとなる。

2 障害程度の認定について

診断書の「そしゃく機能障害」の状態及び所見より、「そしゃく機能の喪失」(3級)、「そしゃく機能の著しい障害」(4級)を判断する。

(1) 「そしゃく機能の喪失」

そしゃく・嚥下機能の低下を起因として、経口的に食物等を摂取することができないため、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)以外に方法がない状態をいう。

(2) 「そしゃく機能の著しい障害」

「そしゃく・嚥下機能の低下を起因として、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある(注1)状態」又は「口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症(注2)による著しい咬合異常があるため、歯科矯正治療等を必要とする状態」をいう。

(注1) 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある」と判断する状態について

誤嚥の危険が大きく摂取が半固形物(ゼラチン、寒天、増粘剤添加物等)等以外は摂取できない状態又は開口不能のため流動食以外は摂取できない状態をいう。

(注2) 「先天異常の後遺症」とは、「疾患に対して手術、その他の処置を 行った後もなお残存する後遺症」を意味する。

3 その他の留意事項

(1) 咬合異常によるそしゃく機能の障害について

判定の手順:障害程度の判定と歯科矯正治療等の適応の判定の2つの判定が含まれる。以下に実際の手順に従って説明する。

- ア まず咬合異常によるそしゃく機能障害の程度を判定する。それには、身体 障害認定の要件である①永続する機能障害を有すること、つまり、障害とし て固定すること、②日常生活活動に相当程度の制限があること、そしゃく困 難で食事摂取(栄養、味覚)が極めて不利、不便になるもの、という2点を 満たすか否かを判断する。
- イ 次いで歯科矯正治療等の適応か否かを決める。すなわち、上記そしゃく機能障害が歯科矯正治療、口腔外科的手術によって改善が得られるか否かを判断する。この法律は、口唇・口蓋裂等の患者の治療を福祉によって支援することを狙いとしていることを理解されたい。
- ウ 身体障害者該当の判定。上記「ア」の要件を満たし、さらに「イ」歯科矯 正治療等の適応と判断された者を身体障害者に該当すると認める。

(注意事項)

- ① 歯科矯正治療等の適応については、都道府県知事等の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- ② 歯科矯正治療等の適応と判断されても、そしゃく機能障害が軽微~軽度なら身体障害者に該当しない。
- ③ 軽度そしゃく機能障害(軽度咬合異常による。)は身体障害者に該当しない。
- ④ 身体障害者の認定は「歯科矯正治療等の適応あり」が基本条件であるから、認定する期間を指定し、再認定の時期を必ず記載する必要がある。この再認定は歯科矯正治療等の一応の成果が見られる「3か年」を目途にしており、再認定の徹底を期されたい。

(2) 障害を認定できる時期

「そしゃく機能の喪失」または「そしゃく機能の著しい障害」の状態が固定して改善の見込みがないか、更に進行して悪化の一途を辿ると判断されるとき。

- (3) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合について は、各々の障害の合計指数をもって等級を決定することは適当ではない。
- (4) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、

どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

第4 肢体不自由

1 診断書の作成について

身体障害者障害程度等級表においては、肢体不自由を上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に区分している。したがって、肢体不自由診断書の作成に当たっては、これを念頭に置き、それぞれの障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

ここにいう障害名とは、あることにより生じた結果としての四肢体幹の障害を指すもので、機能欠損の状態、あるいは目的動作能力の障害について記載する。即ち、ディスファンクション又はインペアメントの状態をその障害部位とともに明記することで、例を挙げると、①上肢機能障害(右手関節強直、左肩関節機能全廃)、②下肢機能障害(左下肢短縮、右膝関節著障)、③体幹運動機能障害(下半身麻痺)、④脳原性運動機能障害(上下肢不随意運動)等の書き方が標準的である。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

病名がわかっているものについてはできるだけ明確に記載することが望ましい。即ち、前項の障害をきたした原因の病名(足部骨腫瘍、脊椎損傷、脳性麻痺、脳血管障害等)を記載することである。例えば、右手関節強直の原因として「慢性関節リウマチ」と記載し、体幹運動機能障害であれば「強直性脊髄炎」であるとか「脊椎側弯症」と記載する。さらに、疾病外傷の直接原因については、右端に列挙してある字句の中で該当するものを〇印で囲み、該当するものがない場合にはその他の欄に直接記載する。例えば、脊髄性小児麻痺であれば疾病に〇印を、脊髄腫瘍の場合にはさらにその他に〇印をした上で、()内には肺癌転移と記載する。なお、その他の事故の意味するものは、自殺企図、原因不明の頭部外傷、猟銃暴発等外傷の原因に該当する字句のない場合を指すものであり、()内記載のものとは区別する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

初発症状から症状固定に至るまでの治療の内容を簡略に記載し、機能回復訓練の終了日をもって症状の固定とする。ただし、切断のごとく欠損部位によって判定の下されるものについては、再手術が見込まれない段階に至った時点で診断してよい。現症については、別様式診断書「肢体不自由の状況及

表 1 障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動 (場とレベル)の具体的状況例

(3級の欄の音声言語機能のレベルに該当すれば3級と判定する。3級の 欄の項目が可能でも、4級の欄のレベルであれば4級と判定する。

			·
障	コミュニケーションのレベル		
害		理解面	表出面
等		理解面	表 出 面
級	コミュニケ ーションの場		
3 級	本 人 ——族	 ・本人や家族の名前がわからない。 ・住所がわからない。 ・日付,時間がわからない。 ・部屋の中の物品を言われてもわからない。 ・日常生活動作に関する指示がわからない(風呂に入って,STに行って,薬を2錠飲んで)。 	 ・本人、家族の名前が言えないか、通じない。 ・住所が言えない(通じない)。 ・日付、時間、年齢が言えない(通じない)。 ・欲しい物品を要求できない(通じない)。 ・日常生活動作に関する訴えができないか通じない(窓を開けて…さかいかができない(通じない)。 ・身体的訴えができない(通じない)。
	状況依存度が 高い	本人の所属,時間 日常生活動作,物品に関する指示	本人の所属,時間 日常生活動作,物品に関する要求
4 級	本 ————————————————————————————————————	・問診の質問が理解できない。 ・治療上の指示が理解できない(PT,薬の飲み方)。 ・訪問者の用件がわからない。 ・電話での話がわからない。 ・尋ねた道順がわからない。 ・おつかいができない(どこで,何を,いくつ,いくら,誰に,いつ)。	・病歴,病状が説明できない(通じない)。 ・治療上のことについて,質問ができない(通じない)。家族に内できなられない。会話問ではない。のではない。のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、
	状況依存度が 低い	家族以外の者から,日常生活動作に ついて,質問されたり,指示された りしたときに,理解できない。	家族以外の者に,日常生活動作に関することを説明できない。

表 2 等級判定の基準

大原則:障害程度の判定基準は一次能力障害(稼得に関係のない 日常生活活動能力の欠損度)に基づく

		認定基準の 原則	音声, 言語 機能障害の 場合	障害程度の定義と具体例	等級判定の基準―コミュニケーション活動の場とレベルからみた意思疎通困難の程度―
重度(1,2級)				
中程度	3級	家庭内での 日常生活活 動が著しる 障害される	喪失	音声言語による意思疎通が できないもの 「音声機能障害」一音を 全く発することができない。 「音を発することができない。 (例:無喉頭,喉頭外傷にる 喪失,発声阿神経麻痺にるない。 「言語機能障害」一発かい。 「言語機能障害」一発かい。 「言語機能障害」できない。 「でも意思疎通ができない。 でも意思疎通ができない。 でも意思は、 でもきに、 でもきに、 でも、 ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない(日常会話は誰が聞いても理解できない)。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。
	4級	家庭周辺で活 の日常生著し 活動が著し く る	著しい 障 害	音声言語のみ用いて意思を 疎通することが困難なもの 「音声機能障害」一喉頭の 障害又は形態異常によるもの 「言語機能障害」一イ. 構 音器官の障害又は形態異常 によるもの ロ. 中枢性疾 患によるもの ※障害類型の例は(1) ウの具 体例参照のこと	家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。
軽軽		社会での日 常生活が著 しく障害さ れる	障害 非該当		日常の会話が可能であるが 不明瞭で不便がある。